

三田市企業立地促進条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 企業立地促進地区 工場立地法(昭和34年法律第24号)第3条第1項に規定する工場立地調査簿に掲げられている市内の工場適地(この条例の施行の日以降において、同項に規定する工場立地調査簿に掲げられていたものを含む。)をいう。</u></p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第3条～第4条 省略 (固定資産税及び都市計画税の課税免除)</p> <p>第5条 新設又は増設に際して特定事業者が取得した当該事業の用に供する家屋、償却資産及びこれらの敷地である土地(以下「特定事業用資産」という。)に対して課する固定資産税及び都市計画税について、当該特定事業用資産が最初に事業の用に供された日の属する年の翌年の1月1日(当該供された日が1月1日である場合は同日)を賦課期日とする年度から3年度分に限り、三田市市税条例(昭和32年三田町条例第12号)第61条及び第62条の規定により算出された固定資産税額並びに三田市都市計画税条例(昭和39年三田市条例第4号)第2条及び第3条の規定により算出された都市計画税額の課税を免除するものとする。</p> <p>第6条～第9条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成24年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 省略</p>	<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 企業立地促進地区 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域で、次に掲げる区域をいう。</u></p> <p><u>ア 北摂三田テクノパーク</u></p> <p><u>イ 北摂三田第二テクノパーク</u></p> <p><u>ウ ニュー三田インダストリアルパーク</u></p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第3条～第4条 省略 (固定資産税及び都市計画税の課税免除)</p> <p>第5条 新設又は増設に際して特定事業者が取得した当該事業の用に供する家屋、償却資産及びこれらの敷地である土地(以下「特定事業用資産」という。)に対して課する固定資産税及び都市計画税について、当該特定事業用資産が最初に事業の用に供された日の属する年の翌年の1月1日(当該供された日が1月1日である場合は同日)を賦課期日とする年度から3年度分に限り、三田市市税条例(昭和32年三田町条例第12号)第61条及び第62条の規定により算出された固定資産税額並びに三田市都市計画税条例(昭和39年三田市条例第4号)第2条及び第3条の規定により算出された都市計画税額の課税を免除するものとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号イに規定する北摂三田第二テクノパークの区域においては、同項中「特定事業者が取得した当該事業の用に供する家屋、償却資産及びこれらの敷地である土地(以下「特定事業用資産」という。)」とあるのは「特定事業者が特定事業用資産を取得するために要した費用の総額が3億円以上であり、かつ、特定事業者が当該特定事業用資産を用いて特定事業を開始する日において常時使用する従業員を新たに雇用し、当該常時使用する従業員に占める市内に居住する者の割合が3分の1以上である場合における当該特定事業用資産」と、「3年度分」とあるのは「5年度分」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。</u></p> <p>第6条～第9条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 省略</p>

